

一般廃棄物処分業許可証

複製厳禁

住 所 岐阜県可児市下恵土233番地の1
氏 名 株式会社 橋本 代表取締役 橋本和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証明します。

平成29年 2月 20日

八百津町長 金子 政 則



記

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理

取り扱う一般廃棄物の種類

(破 砕) 不燃ごみ (プラスチック類、がれき類、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶器類くず、蛍光灯、
電球、水銀灯)

資源ごみ (ペットボトル)

(破碎減容) 資源ごみ (トレイ・発泡スチロール)

(圧 縮) 不燃ごみ (プラスチック類・金属くず)

資源ごみ (ペットボトル、容器包装プラスチック)

(選別圧縮) 資源ごみ (空き缶)

2 許可期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日

3 事務所

岐阜県可児市下恵土233番地の1

4 事業所

岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1

5 許可条件

町条例並びに関係法令を遵守すること。